

地域女性活躍推進交付金事業実施計画書(都道府県分)

都道府県名: 滋賀県

1. 事業名	女性のつながりサポート事業			
2. 実施期間	令和 3年 8月 1日 ~ 令和 4年 3月 31日			
3. 女性活躍推進法に基づく推進計画策定期(策定予定時期)	平成28年3月 (策定済)・策定予定 ※どちらかにマルをつけてください。	計画期間(予定)	H28.4	~ R3.10
4. 地域の実情と課題	<p>現在全国的に新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、雇用や生活への影響が長期化している。特に、非正規雇用労働者の割合が過半数を占める女性の雇用を直撃し、雇止めやシフトの減少など、「女性不況」とも言われる厳しい状況になっている。滋賀県においても、雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は女性で約6割となっている。その中でも、雇用者に占めるパート・アルバイトの割合は増加傾向にあり、女性は全国よりも高い傾向にある。(全国:42.6%、滋賀県:47.4% 就業構造基本調査より)</p> <p>また、外出自粛などにより家庭で過ごす時間の増加に伴い、日ごろの女性への家事や育児等の負担の偏りがさらに大きくなる懸念がされている。さらには、生活不安やストレス等から配偶者からの暴力の増加や深刻化のほか、自殺者の増加も問題となっている。本県においても、女性の自殺者数は令和元年と令和2年を比較すると7名増加しており、対前年比9.6%増加となっている。DV相談件数でも、令和元年度相談件数が929件なのに対し、令和2年度は1,085件と156件増加している。</p> <p>以上のことから、社会とのつながりが希薄化し、孤独・孤立で不安を抱える女性に対し、再び社会に復帰できるきっかけとなるような支援を行う必要がある。</p>			
5. 事業の趣旨・目的	<p>「女性のつながりサポート事業」は、県内において、コロナ禍で孤独を感じ、社会的に孤立し不安を抱えている女性、必要な支援が届いていない女性に対し、相談支援や居場所の提供を行うことで必要な行政等の支援につなげ、社会とのつながりを回復できるように支援するものである。</p> <p>具体的には、孤独・孤立で不安を抱える女性が、必要とする支援につながるよう気軽に相談できる場や、訪問できる場を提供する。相談できる場では、専門の相談員による相談、訪問できる場では施設運営者との何気ない会話、その場に来た同じような境遇を持つ者同士での交流等を通じて、社会とのつながりの回復を支援するとともに、適切な支援窓口につながるよう案内する。</p> <p>加えて、孤独・孤立で不安を抱える女性、支援を必要とする女性に必要な情報が届くよう関係機関と連携し情報提供を行う。自らに適した支援を受けられる窓口を知ってもらうことで、孤独・孤立から脱し、不安を解消することにつながる。</p> <p>また、これらの事業を利用する者に対し、必要に応じて生理用品の配布を行う。</p>			
6. 事業目標・重要業績評価指標(KPI)(全体) (※女性活躍推進法に基づく推進計画や男女共同参画計画などの数値目標を活用しつつ、客観的な数値等による事業目標・KPIを設定してください。) ⇒要件②「見える化」 (※複数の目標・KPIを設定する場合は、適宜、行を追加してください。)	①令和7年度まで(第5次男女共同参画基本計画期間中)の中長期目標	目標・KPI 本県の次期男女共同参画計画・女性活躍推進計画については、新型コロナウイルス感染症による新たな課題の集約等のため、次期計画の策定期を令和3年10月として、検討を行っているところ。数値目標についても、同様に検討中であることから、本目標は計画策定と同時に設定する。	目標値(時点) ()	現状値(時点) ()
	②令和7年度まで(第5次男女共同参画基本計画期間中)の重要業績評価指標(KPI)(※KPIは目標達成への事業進捗の測定指標)	本県の次期男女共同参画計画・女性活躍推進計画については、新型コロナウイルス感染症による新たな課題の集約等のため、次期計画の策定期を令和3年10月として、検討を行っているところ。数値目標についても、同様に検討中であることから、本目標は計画策定と同時に設定する。	()	/
	③事業目標(全体)	居場所の設置数 相談会に参加した女性数	14箇所 170人 (令和3年度末)	- (-)
	④事業KPI(全体)		()	/
	⑤市町村の取組状況に関する目標			()
	⑥市町村の取組状況に関するKPI		()	/
7. 事業内容	<p>【女性のつながりサポート事業】</p> <p>NPO等民間団体のつながりや支援のノウハウを活用し、孤独・孤立で不安を抱える女性が社会とのつながりを取り戻せるよう寄り添った相談支援を行い、女性が必要とする支援につなげる。</p> <p>(1) 相談支援 ・孤独・孤立で不安を抱える女性が、必要とする支援につながるよう気軽に相談できる場や、訪問できる居場所を提供する。 ①相談会の開催 ②居場所の提供(子ども食堂等を想定)</p> <p>(2) 情報提供 ・孤独・孤立で不安を抱える女性、支援を必要とする女性に必要な情報が届くよう関係機関と連携し情報提供を行う。(SNS等活用)</p>			
8. 事業の実施により期待される効果	<p>「女性のつながりサポート事業」の実施により、</p> <p>○提供する居場所が心理的に安心できる場所となり、そこでの会話や同じ境遇の人と交流することで、孤独・孤立からの不安を解消することができる。</p> <p>○居場所の提供や個々の状況に応じた支援窓口につなぐことで希望を持ってもらい、生活や就労への意欲を取り戻し、社会とのつながりを回復することができる。</p> <p>○本事業を通じて、社会福祉協議会や県立男女共同参画センターなど関係支援機関のつながりや支援体制の強化につながる。</p>			
9. 事業効果の検証及び今後の課題の整理方法	<p>○本事業の関係機関が集まる会議を定期的に開催し、情報共有と今後の課題整理を行う。</p> <p>○現場で生じている問題や課題を各支援窓口所管所属と共有し、必要な対応や今後の取組につなげる。</p>			
10. 事業の実施体制 ⇒要件③「官民連携・地域連携」	連携体制の名称	名称なし	女性活躍推進法に基づく協議会の設置状況	
	構成団体	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会、県内の子ども食堂、市町、県立学校、滋賀県立男女共同参画センター、マザーズジョブステーション、母子家庭等就業・自立支援センター、県健康福祉事務所、県子ども家庭相談センター、精神保健福祉センター、滋賀労働局、ハローワークマザーズコーナー等	設置の有無	○
	各構成団体の主な連携内容	各団体間で事業の周知・広報について連携するとともに、困窮する女性の現状について情報共有を行う。	有	○
	他の地方公共団体との連携	県内各市町の広報媒体等により、事業の周知・広報について連携する。	設置(公表)時期	H28.11